2023年度「健康知識・教育に係る公募助成」募集要項

公益財団法人日本健康アカデミーは、社会の福祉の振興のため国民の心身の健康の保持増進に関する啓発活動の一環として、2013年度より「健康知識・教育に係る公募助成」事業を実施しております。

近年、社会の多様化・急速な変革が進む中、環境変化による心身の病気が社会問題化しております。 国民の心身の健康の保持・増進のために、新たな健康知識の調査研究・啓蒙・教育が求められており、これらに係る機関・研究者・教員・指導者の活動がますます重要になっております。

そこで、これらの活動がより充実し、国民の心身の健康増進がなされることを願い、日本国内の地域を限定せずに幅広く研究・教育活動の助成を行いたいと考えます。多くの皆様のご応募をお待ちしております。

1. 目的

公益財団法人日本健康アカデミー「健康知識・教育に係る公募助成」は、国民の心身の健康増進のため、病気の予防、早期の適切な診断、そして快癒などの実現に寄与する調査研究・啓蒙・教育の促進を目的とする。

2. 応募資格

健康知識・教育に係る機関・研究者・教員、指導者、団体、企業で以下の3点を満たしていること。

- (1) 健康知識研究・教育活動の実績が2年以上あること。
- (2) 助成の対象となった事業の実施状況及び収支報告について適正に報告できること。
- (3) 本財団・財団関係者・選考委員と特別な関係がないこと。

3. 対象となる事業活動

- (1) 健康知識研究・教育活動に関する事業
- (2) 健康教育教材の開発に関する事業
- (3) 職員・指導者の資質向上に関する事業

4. 助成金額

1件当たり 20万円~60万円 年度内限度額 400万円 助成終了日:事業終了日、または2025年3月末日のいずれか早い日

5. 応募方法

● 応募予約

助成を受ける希望のある者は、助成を受ける希望がある旨、あらかじめメールしてください。

- ▶ 応募予約受付期間:2023年4月1日(金)~2023年6月30日(木)
- ▶ 応募予約用メールアドレス: info@jp-kenko.org
- ▶ 応募予約メールの方法
 - ◆ Eメールのタイトルは「健康知識・教育に係る公募助成 応募予約」としてください
 - ◆ Eメールの内容には、以下の事項を明記してください 代表者氏名・所属・事業名(仮でも構いません)・住所・電話番号・E-mail アドレス

● 応募

助成を受ける希望のある者は、上記応募予約をしたのち、以下の要領で応募してください。

- ▶ 応募受付期間:2023年7月1日(金)~2023年7月31日(日)当日消印有効
- ➤ 応募方法:所定の様式(当財団ホームページよりダウンロード:https://jp-kenko.org/josei.html)により応募書類を作成し、プリントアウトして、代表者の押印したもの1部を原本として公益財団法人日本健康アカデミーへ簡易書留で送付してください。
- ➤ 応募書類提出先:〒192-0032 東京都八王子市石川町2974-23 コスモビル2F 公益財団法人 日本健康アカデミー 健康知識・教育に係る公募助成係
- ▶ 応募書類の E メール送付:複本として、代表者の押印した応募書類を PDF ファイルとして、メール添付にて送付してください。
 - ◆ 応募書類複本提出用メールアドレス: info@jp-kenko.org
 - ◆ Eメールのタイトルは「健康知識・教育に係る公募助成 応募書類」としてください。
 - ◆ Eメールの内容には、以下の事項を明記してください 代表者氏名・所属・事業名・住所・電話番号・E-mail アドレス

6. ご注意

- 申請書類に、**誤字・脱字**をはじめとする不備があると、助成金選考委員会における選考に影響があるので、十分見直しをしてください。
- 財団で応募予約・応募書類のEメールを受信しましたら一両日中に返信します。返信がない場合は、受信トラブルの可能性があります。稼働日の10時から17時までの時間に応募書類提出先へお電話ください。

7. 選考方法

理事長の諮問を受け、本財団 助成選考委員会が選考基準に基づき審査し、決定する。

8. 選考結果の通知、助成金の振込

Tel&Fax: 042-644-8688

2023年9月末までに応募したすべての方に結果を通知する。

採否の理由:選考審査の内容についての問い合わせには応じない。

採択された個人・団体への助成金の振込は10月上旬(予定)

9. 事業結果の報告と公表

- 助成金の交付を受けた者は、事業終了後速やかに、または2025年4月末日のいずれか早い日までに、研究・事業報告書または経過報告書を提出する。公益財団法人日本健康アカデミーは報告書の公表権利を持つ。
- 助成金の交付を受けた者は、研究・事業の結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は 書籍、雑誌等に掲載する場合は、本財団より助成金を受けた研究である旨を明記する。

10. 会計報告

助成金の交付を受けた者は、事業終了後速やかに、または2025年4月末日のいずれか早い日までに、収支予算と同様の様式により、助成金の決算報告書を提出する。

以上

多くの方のご応募をお待ちしております。